

アチェ特別州南東部へのトバ・バタク族の移民

岩 淵 聡 文*

The Toba Batak Migration to the Southeastern Part of the Special Province of Aceh, Indonesia

Akifumi IWABUCHI*

The southern part of the Southeast Aceh Regency of the Special Province of Aceh, Indonesia, is named Alasland now as in ages past. Before 1904, only the Alas people lived there, but since the 1920s Toba Batak migrants have flowed into Alasland, brought wasteland under cultivation, and built many villages there. They first settled in the southernmost area, partly because this area was all uninhabited forest, and partly because in the 1910s, when the political situation in Alasland became stable, a main road was opened between the forest area and Medan. After World War II, the number of the migrants grew rapidly. In 1985 there were 164 recognized villages in Alasland. Of these, 73 villages (45%) were occupied by Angkola Batak, Mandailing Batak, Gayo, Singkil, or Javanese migrants as well as Toba Batak migrants, who together accounted for half of the population of Alasland.

Because of a great difference between the Alas and the Toba Batak in terms of land rights, the former have lost a huge area of Alasland while the latter have gained large tracts of land there. Among the Toba Batak, a special land right called *golat*, which is the right of disposal, is observed. The patrilineal descent group owns this land right, and the members exercise the right of possession only. Normally, therefore, the Toba Batak people are not allowed to sell their land. On the other hand, the Alas people have the right of land ownership. Because of this right, the Alas have been able to give or sell immense areas of unoccupied wasteland to Toba Batak migrants since the colonial era. The increasing population of Toba Batak migrants in Alasland has now caused economic imbalance and religious antagonism between the Alas and the Toba Batak. In addition, the Alas traditional pattern of clearing forest to build new hamlets has been destroyed by the disappearance of uninhabited forest.

はじめに

インドネシア共和国のスマトラ島最北部に位置するアチェ特別州 (Propinsi Daerah Istimewa Aceh) には、アチェ (Aceh) 族、ガヨ (Gayo) 族、アラス (Alas) 族、シンキル (Singkil) 族などの民族集団が伝統的に居住しているが、同州外から移住してきたと考えられている外来の諸民族集団も多数観察できる。例えば、スマトラ島中部をその原住地としているミナンカバウ

* 東京商船大学 ; Tokyo University of Mercantile Marine, 2-1-6, Etchujima, Koto-ku, Tokyo 135, Japan

(Minangkabau) 族は、オランダ統治時代以前より今日の西アチェ県 (Kabupaten Aceh Barat) や南アチェ県 (Kabupaten Aceh Selatan) へ大規模な植民活動を行なってきた [Damsté 1920: 40]、この地域に定住したミナンカバウ族はアチェ語で「客」を意味するジャムー (Jamee) という名称で分類されている [Djajadiningrat 1934: 321-322; Kreemer 1931: 57-58] (図1参照)。オランダがアチェ地方を政治的、軍事的に制圧した20世紀初頭以降になると、さらに大規模な外来の民族集団がこの地域に流入するようになっていく。東アチェ県 (Kabupaten Aceh Timur) においては20世紀初期より油ヤシやゴムのプランテーションが形成されていったが、その労働者の中心はジャワ (Java) 島からの移民であり [Encyclopaedisch Bureau 1916: 233-239]、第二次世界大戦後にはこの移民たちが同地域に定着していった。また、西アチェ県では戦後に始まるジャワ島からの移民活動 (*transmigrasi*) が現在でも継続中であり [Melalatoa *et al.* 1982: 9]、同島からの賃金農業労働者も増加しつつあると報告されている [*ibid.*: 16]。

こうしたアチェ特別州内における外来の民族集団の流入の中でも、戦前から戦後にかけて最も大規模に行なわれたものは東南アチェ県 (Kabupaten Aceh Tenggara) 南部へのトバ・バタク (Toba Batak) 族の移民活動である。東南アチェ県は、他のアチェ特別州内の県とは異なりアチェ族は伝統的に全く居住してはならず、ガヨ族とアラス族が居住していた地域である。ガヨ族は主として東南アチェ県北部を、アラス族は南部をその居住域としていた。南部のアラス地方へのトバ・バタク族の移民活動は1920年代に始まり、現在では東南アチェ県の全人口の約4分の1を占める程までにその移民の総数は増加している。本論文はこうしたアチェ特別州の東南アチェ県南部へのトバ・バタク族の移民活動の概要を紹介するとともに、この地域に伝統的に居住していたアラス族が戦前から戦後にかけて土地に対する権利を急速に失い、トバ・バタク族の移民に土地を占有されていった背景に存在していた両民族集団の土地所有制度の相違を明らかにするものである。¹⁾

I アラス地方におけるトバ・バタク族

アチェ特別州の東南アチェ県は、ガヨ族が居住する北部のガヨ・ルオス地方 (Daerah Gayo Lues) とアラス族が居住する南部のアラス地方 (Daerah Alas) に分かれている (図1参照)。オランダ統治時代には、東南アチェ県北部にあたる領域はアチェ州およびその属領 (Gewest Atjeh en Onderhoorigheden) に含まれるガヨ・ルオス (Gajo Loeös), 南部にあたる領域はアラス地方 (Alaslanden) と呼ばれていた。オランダ植民地政府がアラス地方を統治下においたの

1) 本論文は、1992年5月の第27回日本民族学会研究大会 (於南山大学文学部) における学会発表「アチェ特別州南部へのバタク族の移民」を基礎としたものである。発表の際に貴重なコメントを頂いた北海道大学の池上重弘助手に感謝の意を表したい。

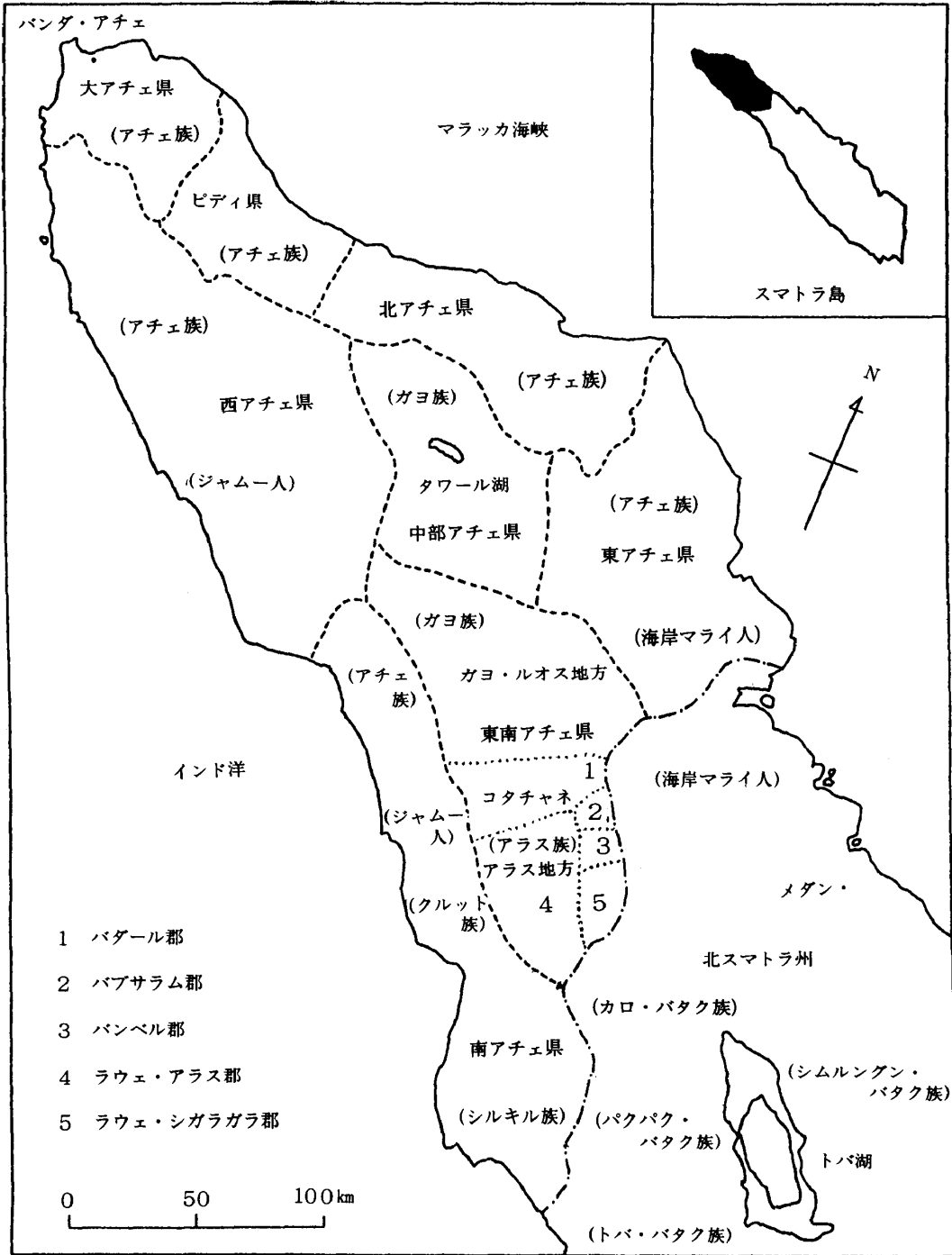


図1 アチェ特別州と民族集団の分布

注：本図中において、ジャムーン人と海岸マライ人に限り「族」という表現を用いていないのは、前者がミンカバウ族の移民を意味するアチェ語の表現であり（本文参照）、後者は民族集団ではないからである。

は1904年のことである。当時のアラス地方の住民の大部分はアラス族であった。しかしながら、既にこの時期にアラス地方にはアラス族ではないガヨ族とバタク（Batak）族も少数ではあるが居住していたことが知られている。1904年当時にガヨ族はアラス地方南部に移民村落を

既に建設しており、クニン (Kuning) 村、リカット (Likat) 村、ピンディン (Pinding) 村、そしてルクップ (Lukup) 村の4村落がガヨ族の移民村落として記録に残っている [Kempees 1905: 119]。これらの移民村落は、アラス族の土侯の一人であったクジュルン・バンベル (KejuRun Babel) の祖先がガヨ地方出身であったことから、同地域のガヨ族を人口増加を計る目的でアラス地方に呼び寄せ、建設されていたと考えられている [岩淵 1992: 8]。

一方、1904年当時にアラス地方に居住していたバタク族の大部分は移民ではなく、アラス族の奴隷 (*hembe*) であった。バタク族は、現在の北スマトラ州 (Propinsi Sumatera Utara) に位置するトバ湖の北方に居住しているカロ・バタク (Karo Batak) 族、東方に居住しているシムルンゲン・バタク (Simelungun Batak) 族、西方に居住しているパクパク・バタク (Pakpak Batak) 族、南方に居住しているトバ・バタク族 (図1参照)、その南方に居住しているアンコーラ・バタク (Angkola Batak) 族、そのさらに南方に居住しているマンダイリン・バタク (Mandailing Batak) 族の6大民族集団により構成されているが、中でもアラス地方にみられていた奴隷はトバ・バタク族とパクパク・バタク族の出身者であった。オランダ統治時代以前にアラス族は北スマトラ東岸部をしばしば交易に訪れ、その地においてシムルンゲン・バタク族からトバ・バタク族やパクパク・バタク族の奴隷を購入していたと言われている。²⁾

オランダ植民地政府がアラス地方における統治権を確立してから約20年後の1920年代になるとアラス地方最南部のカロ・バタク地方との境界域へのトバ・バタク族の移民活動が開始された。この背景には次のような要因が存在していたと考えられる。まず第一に、アラス地方の最南部のこの地域は、その当時ほとんど無人の森林地帯であった。1905年から1906年にかけてこの地を訪れたドイツの地理学者フォルツ (W. Volz) は、この約150平方キロメートルにおよぶ原始林に覆われた地域の海拔が200メートル以下と低く、水資源が豊富であるという点に注目した。そして、わずかな労働力による開墾が行なわれれば広大な水田地帯がここに出現するであろうと指摘し、将来はこの水田地帯に75,000人が居住可能となるであろうという試算を残した [Volz 1909: 358-359; 1912: 347, 408]。こうしたフォルツの見解が、1920年代に始まるトバ・バタク族の移民活動に影響を及ぼしたか否かについては必ずしも明白ではない。しかしながら、フォルツの予想は約70年後にはほぼ現実のものとなった。

第二に、1914年にアラス地方と現在の北スマトラ州である当時のスマトラ東岸州 (Gewest Oostkust van Sumatra) の州都メダン (Medan) との間に自動車道路が開通した [Encyclopaedie van Nederlandsch-Indië 1917: 27]。この道路はメダンからカロ・バタク高原を経て、カロ・バタク地方とアラス地方との間の無人の森林地帯を抜けてアラス峡谷に達するというルートを

2) アラス地方に隣接しているカロ・バタク地方に居住しているカロ・バタク族は、その地理的な位置にもかかわらず、アラス族との間に積極的な関係を持つてはいなかったと考えられている。 [Kempees 1905: 118, 148] 参照。

とっており、現在にいたるまでアラス地方と外界を結ぶ唯一の交通路となっている。この道路の開通は、それまで地理的にも孤立していたアラス地方南部への外来民族集団の移動と、そこからの農業生産物のメダンへの出荷を可能としたのである。第三に、アラス地方がオランダの支配領域として、ようやくこの時期に安定したという政治的な理由も存在していた。アラス地方は1910年代までは、アラス族やアチェ族のオランダ植民地政府に対するイスラム教徒ゲリラ (*muslimin*) 活動の一拠点となっていた [Jongejans 1939: 327]。しかしながら、ゲリラの指導者でアラス族の土侯の一人であったドゥラサ・スリアン (Doerasa Selian) が1917年にオランダ植民地政府と和解してアラス地方南部の自治行政官 (*zelfbestuurder*) に就任することにより、アラス地方の対オランダのゲリラ活動は終息の方向へ向かっていった。³⁾ そして、これ以降アラス地方南部へのトバ・バタク族の移民活動が本格化していったのである。

アラス地方へのトバ・バタク族の移民活動に法的根拠を与えたオランダ植民地政府の法令は、1919年に公布された「ジャワ島とマドゥーラ島外に位置する州の自治行政地区の借地権に関する布告 (*Erfpachtsordonnatie voor de zelfbesturende landschappen in de gewesten [residenties] buiten Java en Madoera*)」である。この布告によって各州の総督の許可を受けたそれぞれの自治行政官は、その地区内の土地の上に移民やプランテーション所有者に対する長期 (75年以下) の借地権を設定することが公式に可能となった [Engelbrecht *et al.* 1940: 1671-1683]。ここで借地権という用語が使用されているのは、次章で述べるように、当時のオランダ慣習法学者がインドネシアにおいては土地に対する所有権が存在していないという見解を持っていたからであり、それはオランダ植民地政府が所有権を持たないインドネシア人に代わって所有権の主体となるという「国有化宣言」を行なうためであったと考えられている [西村 1979: 23]。しかしながら、オランダ植民地政府はこの布告により、西欧人のプランテーションにより支配されている土地を減少させ、土地不足に悩むインドネシア人の農民に借地権という名目にせよ土地を与えるという意図もあったと考えられている [Pelzer 1978: 141]。

初期のアラス地方南部へのトバ・バタク族の移民は、こうしたオランダ植民地政府の方針にしたがって、アラス地方南部の自治行政官からこの地域の荒蕪地や森林地帯をまずは借用し、開墾していった。⁴⁾ 1931年には既にこの移民による土地係争問題も発生し、アチェ州総督からアラス地方南部における森林伐採が禁止されたとの記録も残っているが、こうした禁令にもかかわらず、アラス地方のトバ・バタク族の移民による開発の利点が論じられてもいたのである

3) オランダ統治時代、アラス地方は南部と北部という二つの自治行政地区 (*zelfbesturende landschappen*) に分割されており、それぞれの地区は一人のアラス族土侯の自治行政官により統治されていた。

4) トバ・バタク族の移民の単位は、同じ父系出自集団 (*marga*) に属し同一村落に共住していた数家族という場合が多いが、いくつかの父系出自集団や村落に別々に所属していた人々が移民単位となっていたという事例もある。

[Berge 1934: 9]。この時期にはトバ・バタク族の移民だけではなく、西欧人や日本人によるプランテーションもアラス地方南部で小規模ながら存在していた [Beets 1933: 42]。

1930年の人口統計によると当時のアラス地方の全人口は20,119人である。その内訳は、アラス族を中心とする原住民 (inlanders) が19,593人、オランダ人の植民地行政官を中心とするヨーロッパ人が39人、中国人が478人、日本人などのその他のアジア人が9人となっている [Departement van Economische Zaken 1935: 112]。アラス地方の人口密度は1平方キロメートルあたり50人であった。この人口統計の原住民という範疇に含まれる人々の細分化は行なわれていないので、その中に何人のトバ・バタク族の移民が含まれているのかは不明である。しかしながら、別の記録によれば、当時アラス地方に居住していたトバ・バタク族の移民の総数は3,000人とある [Berge 1934: 9]。自治行政地区別の人口は、1930年の段階で北部の自治行政地区の人口が6,214人であったのに対して、南部の自治行政地区の人口は13,905人である [Departement van Economische Zaken 1935: 121]。アラス地方では、オランダ軍がアラス地方を制圧した1904年当初から、南部の方が北部に比べて人口が多かったという事実もあるが [岩淵 1992: 8]、アラス地方南部へのトバ・バタク族の移民活動も、この南部と北部との人口の格差に拍車をかけていたと考えられる。

第二次世界大戦から戦後の混乱期にかけてオランダ植民地政府からの借地権を失ったトバ・バタク族の移民たちは、土地の不法占拠者として分類された時期もあった。しかしながら、1954年にインドネシア共和国政府により布告された緊急法令8号 (Undang-Undang Darurat No. 8 Tahun 1954) などによりトバ・バタク族の移民たちはその土地内での所有権を徐々に確立していった。⁵⁾ この時期のアラス地方におけるトバ・バタク族の移民の総数を知る人口統計は残念なことに存在してはいないが、1950年代においては1万人前後の移民が既に居住していたと推計できる。⁶⁾ 1974年にアラス地方に居住していたトバ・バタク族の総数は、31,957人と記録されている [Ismani 1975: 2]。

現在、東南アチェ県南部のアラス地方は5郡 (*kecamatan*) より構成されている。すなわち、北部のバダール (Badar) 郡、中部のバブサラム (Babussalam) 郡、中南部のバンベル (Bambel) 郡、西部のラウェ・アラス (Lawe Alas) 郡、そして最南部のラウェ・シガラガラ (Lawe Sigala-gala) 郡である (図1参照)。これらの5郡には1985年の段階で164村落 (*desa*) が東南アチェ県により登録されている [Bappeda *et al.* 1987: 19, 22]。筆者自身の調査によると、⁷⁾ それぞれの郡に分布している村落はその構成員により3タイプに分類できる。すなわ

5) この法令については、Pelzer [1982: 106-107] と Stoler [1985: 155] 参照。

6) カニングガム (C. Cunningham) は1950年以降にトバ・バタク地方からアラス地方へ移民活動を行なったバタク族が約9万人あったと記しているが [Cunningham 1958: 79]、これは9,000人の誤記であろうと推定される。

7) この調査は、昭和60年度文部省アジア諸国等派遣留学生制度の資金援助により、1986年から1988年

ち、第1のタイプとしてその構成員のほとんどがこの地域の旧来の住民であるアラス族の村落、第2のタイプはアラス族と他の民族集団の両方が混住しているいわゆる混合村落、第3のタイプは主として外来の民族集団が移民として居住している移民村落である。アラス地方全体では、第1のタイプに属している村落が76村落(46%)、第2のタイプに属している村落が15村落(9%)、そして第3のタイプに属している村落が73村落(45%)であり、移民村落が数の上でもほぼ半数に迫る勢いとなっている(表1参照)。しかしながら、この移民村落のすべてがトバ・バタク族の移民村落という訳ではなく、戦前に移住してきたガヨ族や、戦後に移住してきたガヨ族、シンキル族、マンダイリン・バタク族、アンコーラ・バタク族、ジャワ族などの移民村落もここには含まれている。

表1 アラス地方における村落の分布(1985年)

アラス地方の5郡	1. アラス族村落	2. 混合村落	3. 移民村落	合計
バダール郡	21村落(64%)	2村落(6%)	10村落(30%)	33村落
バプサラム郡	17村落(63%)	6村落(22%)	4村落(15%)	27村落
バンベル郡	18村落(47%)	5村落(13%)	15村落(39%)	38村落
ラウエ・アラス郡	18村落(56%)	2村落(6%)	12村落(38%)	32村落
ラウエ・シガラガラ郡	2村落(6%)	—	32村落(94%)	34村落
合計	76村落(46%)	15村落(9%)	73村落(45%)	164村落

それぞれの郡ごとにその内訳を分析してみると、バダール郡を構成している33村落の内、第1タイプに属する村落は21村落、第2タイプの村落は2村落、第3タイプの村落は10村落である。第3のタイプの村落の内訳は、バタク族の移民村落が7村落⁸⁾、ガヨ族の移民村落が2村落、ジャワ族の移民村落が1村落である。27村落により構成されているバプサラム郡では、第1タイプの村落は17村落、第2タイプの村落は6村落、第3タイプの村落は4村落であり、第3のタイプに属する村落のすべてがバタク族の移民村落である。38村落より構成されているバンベル郡では、第1タイプの村落は18村落、第2タイプの村落は5村落、第3タイプの村落は15村落である(表1参照)。第3のタイプに属している村落の内訳は、バタク族の移民村落が4村落、ガヨ族の移民村落が10村落、シンキル族の移民村落が1村落である。バンベル郡にガヨ族の移民村落が特に多い理由は、1904年以前にガヨ族の移民村落であるクニン村などが建設されていたのが正にこの地域内であるからである。

↘ にかけてアラス地方において行なわれた。文部省ならびにインドネシア共和国政府の関係諸機関に感謝の意を表したい。なお、各村落のタイプ別分類ならびにその比率に関する情報は、筆者が郡長(*camat*)、村落長(*pengulu*)、および村落民より直接得たもので、公式な地方政府の統計は存在していない。

8) このバタク族の中には、戦後に移住してきたトバ・バタク族以外にイスラム化したバタク族であるマンダイリン・バタク族やアンコーラ・バタク族の移民も含まれている。しかしながら、アラス地方最南部のラウエ・シガラガラ郡におけるバタク族はそのほとんどがトバ・バタク族である。

32村落から構成されているラウエ・アラス郡では、第1タイプの村落は18村落、第2タイプの村落は2村落、第3タイプの村落は12村落である。第3のタイプに属する村落の内訳は、バタク族の移民村落が9村落、ガヨ族の移民村落が1村落、ガヨ族とシンキル族が共住している移民村落が2村落である。34村落から構成されているラウエ・シガラガラ郡では、第1タイプの村落は2村落、第2タイプの村落は存在せず、第3タイプの村落が残りの32村落である（表1参照）。第3のタイプの村落の内訳は、バタク族の移民村落が22村落、ガヨ族の移民村落が5村落、シンキル族の移民村落が4村落、ガヨ族とシンキル族が共住している村落が1村落である。アラス地方の最南部に位置するラウエ・シガラガラ郡にバタク族の移民村落が極端に多い理由は、カロ・バタク地方と境を接しているこの地域がオランダ統治時代以前には無人の森林地帯であり、前述した通り、ここを中心に戦前から戦後にかけてトバ・バタク族の移民が流入したからである。同郡内の移民村落は他のアラス地方の村落に比べてとりわけ大規模なものが多く、人口1,000人以上を抱える移民村落は32村落中20村落を数えている [Kantor Statistik Kabupaten Aceh Tenggara 1986d: 6]。

1985年におけるアラス地方の総人口は131,317人で [Bappeda *et al.* 1987: 13],⁹⁾ 人口密度は1平方キロメートルあたり330人となる。県庁所在地であり行政上は村落市 (*kelurahan kota*) と分類されている東南アチェ県のクタチャネ (Kutacane) 市を例外とすれば,¹⁰⁾ 各村落の人口は大体300人から1,500人の間である。第3のタイプに属している村落の総人口は65,353人で、これはアラス地方全体の人口の約50%になる。戦後移住してきたマンダイリン・バタク族やアンコーラ・バタク族を含めると、バタク族のみの移住村落の人口の総数は39,859人で、アラス地方全体の人口の約30%となる。しかしながら、ここには第2のタイプの村落に居住しているバタク族の人口は含まれてはいないので、それを加えるならば、現在アラス地方に居住しているバタク族の移民の総数は約45,000人と推計できる。戦前から戦後にかけてトバ・バタク族を中心とする移民の流入が最も激しかったアラス地方最南部のラウエ・シガラガラ郡に限ってみれば、総人口38,249人の内、第3のタイプの村落に居住している移民の総人口は36,980人で (表2参照)、これは郡全体の人口の約97%である。バタク族だけでも27,448人がここに居住しているということになり、これは郡全体の人口の約72%を占めるにいたっている。¹¹⁾

9) この統計資料によるとラウエ・シガラガラ郡の人口が38,247人となっているが [Bappeda *et al.* 1987: 13], これが依拠しているラウエ・シガラガラ郡の統計資料によると38,249人である [Kantor Statistik Kabupaten Aceh Tenggara 1986d: 5]。したがって、アラス地方の総人口は131,315人ではなく131,317人と判断した。

10) 1985年におけるクタチャネ市の人口は3,307人である [Kantor Statistik Kabupaten Aceh Tenggara 1986b: 7]。

11) 1985年における東南アチェ県の総人口は176,586人 (176,588人) である [Bappeda *et al.* 1987: 13]。東南アチェ県北部であるガヨ・ルオス地方にもバタク族の移民村落は存在しているので、バタク族移民の東南アチェ県全体の人口に占める割合も30%前後と推計され、トバ・バタク族の移民に限るならば25%前後と推計できる。

表2 アラス地方における人口の分布 (1985年)

アラス地方の5郡	1. アラス族村落	2. 混合村落	3. 移民村落	合計
バダール郡	9,777人	1,914人	9,361人	21,052人
バプサラム郡	13,877人	10,485人	2,465人	26,827人
バンベル郡	12,923人	4,448人	10,723人	28,094人
ラウエ・アラス郡	10,258人	1,013人	5,824人	17,095人
ラウエ・シガラガラ郡	1,269人	—	36,980人	38,249人
合計	48,104人	17,860人	65,353人	131,317人

注：本表ならびに表1はアラス地方の5郡ごとの統計資料 [Kantor Statistik Kabupaten Aceh Tenggara 1986a; 1986b; 1986c; 1986d; 1987] に基づき、筆者が独自に作成したものである。なお、アラス族村落の人口の中には若干のアラス族以外の民族集団に属している人々が含まれている場合があり、移民村落の人口の中にも若干のアラス族の人々が含まれている場合がある。

II トバ・バタク族とアラス族の土地制度

植民地時代初期の段階におけるトバ・バタク族の移民活動の背景には、アラス地方南部を外來の民族集団の手により開発するというオランダ植民地政府の意図や、また、無人の荒蕪地や森林地帯も広範囲に亘ってアラス地方南部に残存していたという事実がある。しかしながら、第二次世界大戦以後になると、以前はアラス族の村落しか存在していなかったバダール郡やラウエ・アラス郡などにもトバ・バタク族を中心とする移民村落が増加していく。こうした移民村落は、アラス地方南部でアラス族の村落とその境界を接している移民村落と同様に、近年ますますその村落の面積を拡大させているのである。

アラス族の村落域と接する形でトバ・バタク族の移民村落が形成されると、移住当初は小規模な耕作地のみしか所有していなかった移民村落は、アラス族の村落から機会ある毎に土地の購入を行ない始める。¹²⁾ 例えば、バダール郡にあるサラン・アラス (Salang Alas) 村はその名が示す通り旧来はアラス族の村落であった。ところが、この村落に隣接する形でトバ・バタク族の移民村落が戦後に形成されると、その移民村落は土地の購入などを通じて急速にその村落域を拡大させた。現在、新サラン (Salang Baru) 村と呼ばれるまでに成長したその移民村落の耕地を含めた総面積は90.88平方キロメートルであるのに対して、土地を急速に失った元のサラン・アラス村の総面積はわずか13.63平方キロメートルにすぎない [Kantor Statistik Kabupaten Aceh Tenggara 1986a: 3]。トバ・バタク族の人々がアラス地方において土地の拡大を計る一方で、アラス族の人々が急速に土地を失いつつある背景には、トバ・バタク族の土地制度が土

12) アラス族の村落民が土地を売却する理由は、儀礼の費用や婚資の調達、不作の埋合わせなどである。売却する土地を持たないアラス族の人々は、近年ではバタク地方に農業労働者として出稼ぎにでかける。

地の非譲渡性を特徴とするような属性を持っていたのに対して、アラス族の土地制度のもとでは土地が自由に譲渡可能な不動産であったという根本的な相違が存在している。

バタク族の土地制度はその諸民族集団にしたがって若干の地域差がある。また、同じバタク族とはいっても、その居住地区によって異なった土地制度が観察されるという場合も認められている。アラス地方に現在移民として居住しているトバ・バタク族に限るならば、その移民の出身地の中心はトバ・バタク地方の中でもトバ湖南部の地域である。例えば、アラス地方のトバ・バタク族の移民村落で比較的多数観察できるマルガ・マルパウン (Marga Marpaung) という父系出自集団に属している人々は、トバ湖南部のバリゲ (Balige) 地方から移動してきた移民であると考えられている。また、アラス地方最南部に位置するラウェ・シガラガラ郡に属しているラウェ・キング連合 (Lawe Kinga Gabungan) 村はマルガ・プルバ (Marga Purba) という父系出自集団に属している人々が居住しているが、彼らもトバ湖南部のトバ高地地方をその故地としている。¹³⁾ トバ湖の南部を中心に分布しているトバ・バタク族の人々が、戦前から戦後にかけてアラス地方を含む外部の地域に大規模な移民活動を行なった理由は、トバ・バタク地方の中でも特にこの地域の人口が既に飽和状態であり、多くの人々が外部への移民を希望していたからである [Cunningham 1958: 79, 85]。

トバ湖南部を中心としたトバ・バタク地方で観察される伝統的な土地に対する権利を表す用語にゴラット (*golat*) 権というものがある。ヴァルネック (J. Warneck) のトバ・バタク語の辞書によると、ゴラットとは「父親と祖先から相続した一区画の耕地、相続物」とある [Warneck 1977: 93]。一方、ヤウストラ (M. Joustra) によれば、ゴラットとはある一定の地域を排他的に支配している父系出自集団がもつ村落圏のことであるという [Joustra 1926: 218]。しかしながら、フェルハウエン (J. C. Vergouwen) によれば、「支配的な父系出自集団の耕作者にとってゴラットの権利は最も価値ある財産であり、なぜならばその男性子孫にとってゴラットとは死後相続される土地であるからである。その土地は分割されている場合も、されていない場合も同様で、すなわち、ゴラットとは自分に個人的に与えられているところの、自分のリネージ・父系出自集団・氏族の持つ土地への管理権である」と述べ [Vergouwen 1933: 137; 1964: 113]、ゴラットが単に父系出自集団が排他的に管理している土地だけを示しているのではなく、その土地に対する権利そのものもゴラット、あるいはゴラット権と呼ばれうるものであると指摘している。こうした記述に基づいてトバ・バタク族の土地制度の基本的な構図を要約するならば、まず土地の管理権とも言うべきゴラット権を父系出自集団が保有し、次にその父系出自集団に属しているそれぞれの個人は、その中でそれらの土地に対する使

13) アラス地方に移民として定住しているトバ・バタク族は、その故地に関する知識を失ってはいない。しかしながら、婚姻などはアラス地方に居住しているトバ・バタク族同志の間で行なわれ、死亡の際もアラス地方に埋葬される。

用権とも言うべき占有権 (*bezitrecht*) を保持するということである。そして、その父系出自集団に属してはいないが、種々の理由によりそこで耕作を行ないたい部外者は、占有権を持つ人々から用益権 (*vruchtgebruiksrecht*) もしくは享有権 (*genotrecht*) を取得するのである。

ところで、戦前のオランダ慣習法学者の意見によると、インドネシアにおいては土地を自由かつ永続的に処分 (譲渡) できるという要件をもった土地に関する最高の権利である所有権は存在していなかったという。そこで、ファン・フォーレンフォーヘン (*C. van Vollenhoven*) などに代表されるオランダ慣習法学者たちは、所有権 (*eigendomsrecht*) という概念に代わって管理権 (*beschikkingsrecht*)¹⁴⁾ という用語をインドネシアにおける土地に対する最高の権利を表す概念として導入した [西村 1979: 22]。この管理権なる概念がいわゆる西欧世界でいう所有権と決定的に異なっているのは、「これが最も重要な属性であるが、土着の法共同体は管理権を永久に譲渡することが出来ない」 [Vollenhoven 1909: 19-20] という側面である。同じ見解を持つ慣習法学者のトゥル・ハール (*B. ter Haar*) は、詳細な調査が必要であるとしながらも、バタク族のゴラット権とは正に非譲渡性とその中心的属性であるバタク族独自の管理権である、という意見を提出している [Haar 1939: 66]。

しかしながら、トバ・バタク族のゴラット権が譲渡不可能、売却不可能な管理権であったか否かについては議論が分かれるところでもある。シュレーダー (*E. E. W. G. Schröder*) は、トバ・バタク族の間では土地の売却は行なわれることはないと記録しているが [Schröder 1920: 49]、フェルハウエンによれば「ゴラットとは息子はもちろん娘も含まれる子供たちに自由に譲渡できる土地で、死ねば自分の息子に相続される。遠くに移住したとしてもその土地は自分に属するものであり、交換したり、貸し出したり、現金が必要な場合には抵当に入れることも可能である。もし負債が重くなれば、土地は支払の際に渡され、誰も援助はしない。地域の慣習法は、相続人が土地を安価で優先的に買う権利を認めてはいるが、その制限内において、土地は永久的に現金に替えることができる」 [Vergouwen 1933: 136-137; 1964: 113] として、一定の範囲内に限って土地の譲渡がありうることを指摘している。すなわち、ここで問題となるのは、ゴラット権の譲渡・売却の範囲である。

前述した、アラス地方に居住しているトバ・バタク族の父系出自集団のマルガ・マルパウンがその故地であると考えているトバ湖南部のバリゲ周辺においては、ゴラット権は父系出自集団の村落を越えた儀礼的集合体であるところのホルジャ (*horja*) が保有していると考えられている [Ypes 1932: 226-228]。ゴラット権が設定されている土地は基本的には売却が不可能ではないが、まず、買い手としては自分と同じ父系出自集団に属している近い親族が、次に同じホルジャに属している人が、そして両者の中に買い手が見つからない場合に限って、ホルジャ

14) 従来、この用語は処分権と訳されていたが、譲渡 (処分) できない権利を処分権と訳するのは適当ではないという意見もあり、ここでは管理権と訳しておく。西村 [1985: 179-180] 参照。

外の非親族に売却できるという [ibid.: 259]。一方、マルガ・プルバがその故地であると考えているトバ湖南部のトバ台地では、ビウス (*bius*) と呼ばれる儀礼的な村落連合内に限りゴラットとして占有している土地を売却することが可能なのである [ibid.: 409]。地域差はあるにせよ、ゴラット権とは、やはり基本的には決して無差別に譲渡可能な土地に関する権利を示しているのではなく、オランダ慣習法学者が指摘しているような自由かつ永続的に処分出来ない土地の管理権を表している用語であると認識すべきであると考えられる。現在、アラス地方に移民として居住しているトバ・バタク族の人々も、この譲渡不可能な土地に対する管理権であるゴラット権という概念を依然として保持し続けており、土地は原則として譲渡不可能な、少なくとも他の民族集団に譲渡可能な不動産ではないと意識している。したがって、アラス地方においてアラス族から土地を購入したトバ・バタク族の移民たちは、一度所有した土地を再びアラス族に売却するということは決してなく、その土地は増加していく一方なのである。

一方、アラス地方の旧来の住民であるアラス族の土地制度には、トバ・バタク族を中心として知られているような父系出自集団の土地への管理権というものは全く観察できない。アラス族の社会にも父系出自集団 (*meRge*) は存在している。口頭伝承によると、アラス族のいくつかの父系出自集団はバタク地方から移動してきた集団であると伝えられており、言語学者のフォールフーフエ (P. Voorhoeve) は、アラス語を北バタク語方言群の一言語であると結論づけている [Voorhoeve 1955: 13]。しかしながら、バタク語には固有の文字がありアラス語には文字はないという事実や、バタク族の間で典型的に観察される母方交差イトコ婚に特徴づけられる非対称規定的縁組がアラス族の間では行なわれていないなど、アラス社会とバタク社会とはかなり異質なものでもある。アラス族の父系出自集団の中には、アチェ地方やミナンカバウ地方から移動してきたという伝承を持つ集団も存在している。そして、アラス族とバタク族との間に存在する根本的な相違点は、アラス族が17世紀のアチェ王国の黄金時代にアチェ王国の宗主権を認め、イスラム教を受容したというその歴史的な経緯である。

このアラス族のイスラム教化とその時期にアラス地方に導入されたイスラム法とアラビア語の影響により、アラス地方では土地権はハッ・タノ (*hak tanoh*) と命名されている。ハッ・タノとは、土地を自由かつ永続的に処分・譲渡・売却できる土地に対する所有権を示している。イスラム法によれば土地は譲渡可能な財産であり、個人所有の不動産であることが知られているが [Hooker 1984: 142]、同じイスラム法の影響を受けた土地制度を持つアチェ族の間でも、このイスラム法に基づいた土地の売買や譲渡が頻繁に行なわれていた事実が知られている [Kreemer 1923: 367-368]。現在のアラス族の間でも、土地はしばしば売買や譲渡の対象となっており、土地は原則として個人が所有しているものである。したがって、当然のことながら、アラス地方では土地は個人的に相続されていくものであり、こうした相続慣習は植民地時代も同様であった [Berge 1934: 9]。外来の民族集団であるトバ・バタク族や戦後に移住し

てきたマンダイリン・バタク族やガヨ族へのアラス族による土地の売却は、このようなイスラム法の影響を受けた土地制度のもとで何ら抵抗なく行なわれているのである。

確実な史料は存在していないが、オランダ植民地軍が1904年にアラス地方に到着した以前にイスラム化していたアラス族の間では、既に土地に対する所有権という概念が存在していたと考えられる。しかし、耕地以外の荒蕪地や森林における所有権は、オランダ統治時代以前には必ずしも明確にされてはいなかった。この時期、既に人口が飽和状態にあったトバ湖南部のトバ・バタク地方とは異なり、アラス地方には無人の荒蕪地や森林地帯が広範囲に亘って残存していた。当時のアラス族は村落の人口が増加すると、まず第一にアラス地方に広く残っていた荒蕪地や森林を開墾して、そこに娘村ともいべき小村を建設する。次に、数年の後に娘村における収穫が安定すると母村から完全にそこへ移動する、という方法で村落の人口増加に対処していた。無人の荒蕪地や森林の開墾は、アラス族と養子関係を結んでその父系出自集団の構成員となったり、アラス地方で新たな父系出自集団を組織した他の民族集団の人々によっても頻繁に行なわれ、開墾の後にそれらの土地は彼らに無償で譲渡されていたという。前述した、1904年以前に既にアラス地方南部に移民村落を建設していたガヨ族の移民も、こうした背景の中でアラス地方にやって来たと考えられる。

しかしながら、オランダ植民地政府がアラス地方に統治権を確立すると、無人の荒蕪地や森林に対する管理権の保持者を名目的にも作り上げる必要が生じてきた。そこで、オランダ植民地政府はアラス族の耕作者によって未だ所有権が確立していない地域は、自治行政官となった二人のアラス族土侯にそれぞれ属するものと考えた [*loc. cit.*]。そして、名目上にせよオランダ政府から無人の荒蕪地や森林地帯の管理権の主体であると見なされたアラス族の自治行政官は、前述した通り、土地に対する権利を借地権という名目で移民に譲渡していったのである。しかし、伝統的にアラス地方の土侯が荒蕪地や森林に対する管理権もしくは所有権の主体ではなかったのは明白である。それは、アチェ王国時代にアチェ王国より認知されていたアラス族土侯はあくまでも象徴的な存在であり、さらにこの当時の統治の単位は領域ではなくて父系出自集団であったからである。例えば、1900年前後のアラス地方にクトゥ・ルンガット (Kute Lengat) 村という村落が存在していたが、その村落の構成員はメルグ・スリアン (MeRge Selian) という父系出自集団に属し、ブンフル・バティン (Pengulu Batin) という下位の土侯の支配下にあった。その土侯はさらにクジュルン・バトゥ・ンブラン (KejuRun Batu Mbulan) というタイトルを持ったより高位の土侯の勢力下にあったが、それは当時アチェ王国より任命されていたアラス地方北部の土侯であった。当然のことながら、クトゥ・ルンガット村もアラス地方の北部に存在していた。しかしながら、1903年前後にクトゥ・ルンガット村の一部の住民はアラス地方南部に残存していた森林を開墾して、そこに新クトゥ・ルンガット (Kute Lengat Baru) 村を建設した。この村落の住民はクトゥ・ルンガット村からの移住者であるので、

その村落もまたプンフル・バティンとクジュルン・バトゥ・ンブランの支配を受けていた [Daalen 1907: 209]。ところが、新クトゥ・ルンガット村はこの当時におけるアラス地方最南部の村落であり、アチェ王国より任命されていたこの地域を含むアラス地方南部の土侯はクジュルン・バンベルであった。しかし、同村落はこの南部の土侯の支配を受けるということは全くなく、この事実は当時の土侯の支配単位が領域ではなく父系出自集団であったということを証明している。

ところが、統治単位となっていたアラス族の父系出自集団も、トバ・バタク族のゴラット権のような個人の上に存在する父系出自集団の土地管理権を持っていた訳ではない。その理由は、個人の所有権を明確にしているイスラム法の影響に加えて、アラス族の父系出自集団の性格や役割がトバ・バタク族における父系出自集団とは著しく異なっているということにも関係がある。アラス族の父系出自集団は通常は一つのまとまりを持った団体ではなく、多くのアラス族の父系出自集団はいくつかの異なる民族集団出身の集合体によって構成されていた。例えば、その父系出自集団の一つ、ムルグ・ピニム (MeRge Pinim) も、カロ・バタク地方から移動してきた集団と南アチェ県のクルット (Kluet) 地方から移動してきた集団により構成されていると信じられている。したがって、一つの父系出自集団に属している人々が一定の土地に集合して居住しているということは原則として有り得ず、一つの村落にいくつかの父系出自集団が観察できたり、前述したように、ある父系出自集団の構成員がアラス地方の南部と北部の両域にかなり離れて居住していたという状況も知られている。もちろん、アラス族の間でも大きな父系出自集団の分節を構成しているリネージ (系族) は一つのまとまりを持った集団である。しかしながら、これらのリネージもトバ・バタク族の間にみられたホルジャとかピウスとかいうような土地保有体を構成してはいない。あくまでも、リネージに属している個人は、個人的にそれぞれの耕作地を所有しているのである。

婚姻という局面では、両民族集団の父系出自集団間に存在する違いはさらに際立つ。前述したように、トバ・バタク族を含めたバタク族の間では、母方交差イトコ婚に基づく非対称規定的縁組が行なわれている。婚姻の際にこうした縁組を行なっている規定的社会ではどこでも、妻与集団 (wife-giver) である出自集団、自らが所属している出自集団、妻受集団 (wife-taker) である出自集団という三つの出自集団が極めて重要な役割を演じている。カロ・バタク族などでも同様であるが、トバ・バタク族の間ではこの3集団の役割は婚姻の単位以上のものである。トバ・バタク族のあらゆる儀礼の際にはこの3集団の存在が必要不可欠なものとされ、儀礼の正当性もこの3集団の存在により与えられる [Sherman 1990: 92]。また、それぞれの父系出自集団内で何らかの問題が発生した場合には、妻与集団がその調停役となるということも知られている [Vergouwen 1933: 76; 1964: 65]。さらに重要な局面は、妻受集団が様々な機会に妻与集団より超自然力や個人的活力の源泉を受け取るというような、両者の間に霊的優位

関係が存在しているという点である。すなわち、妻与集団はトバ・バタク族が信仰の対象としている至高神の代理人とも考えられており、災害や不幸の際には妻与集団の霊力が妻受集団に移動すると信じられている [ibid.: 63-65; Vergouwen 1964: 54-56]。いずれにせよ、トバ・バタク族の社会生活のあらゆる側面は、この3集団を中心とする父系出自集団なしには成立しないと言っても過言ではなく、それぞれの父系出自集団が土地保有という側面ではゴラット権という名称のもとで土地を管理する単位としても重要な役割を演じているのである。¹⁵⁾

一方、非対称規定的縁組を行なっていないアラス族の間では、婚姻の際にも妻与集団、出自集団、妻受集団という三つの父系出自集団の重要性がとりわけ強調されるということはない。アラス族は母方交差イトコ婚ならびに父方交差イトコ婚を選好しているため、妻与集団と妻受集団とが一致する場合もあり、3集団の区分も極めて曖昧である。儀礼の際に妻与集団や妻受集団の人々が招待されるという場合はある。その際には、漠然とした妻与集団の妻受集団に対する優位関係は存在している。例えば、妻与集団の人々には必ず上座が用意され、家畜の供犠が行なわれる。しかしながら、儀礼の正当性がこの3集団の出席により与えられるという意識はなく、集団間の関係が全く存在しない訳ではないが、むしろ個人間の婚姻関係などの関係が重視される。調停役としての妻与集団の役割も知られていない。またアラス族はイスラム教徒であるため、当然のことながら、妻与集団から妻受集団への霊力の移動などという観念も認められてはいないのである。

考 察

アラス地方におけるトバ・バタク族を中心とする移民の著しい増加は、この地域における種々の社会問題の要因となっている。宗教的にトバ・バタク族はキリスト教を信仰しており、イスラム教徒であるアラス族やガヨ族と対立している。具体的には、トバ・バタク族の村落内での養豚や市場への食用の犬の出荷などが多くのイスラム教徒を刺激しているが、類似の宗教問題は戦後に多くのトバ・バタク族の移民が流入した北スマトラ州都市部においても発生しているという [Cunningham 1958: 145]。宗教の相違という理由からアラス族とトバ・バタク族が通婚関係を結ぶということは通常はなく、極くまれな例として通婚が目的でイスラム教に改宗したトバ・バタク人とアラス人との婚姻が行なわれる。

キリスト教徒であるトバ・バタク族は強固な統一教会組織を持っており、その中心的な存在はフリア・クリステン・バタク・プロテスタン (Huria Kristen Batak Protestan)、通称 HKBP である。アラス地方はアチェ特別州内においても最も教会が多い地域で [Syamsudin 1971:

15) リーチ (E. R. Leach) によれば、バタク族の間で典型的に観察できるような非対称規定的縁組という婚姻形態自体が、ある出自集団が一定の土地を排他的に支配するという土地所有制度と密接な関係があるという [Leach 1961: 92-95]。

237], これはもちろんトバ・バタク族の移民が最も多い地域であるからである。アラス地方最南部のラウェ・シガラガラ郡では、HKBP 以外の教会をも含めた教会の総数が1985年の段階で55であるのに対して、イスラム教のモスクの総数は13である [Bappeda *et al.* 1987: 46] (表3参照)。トバ・バタク族は礼拝日には必ず教会を訪れ集会に参加しており、こうした機会を通じて移民のトバ・バタク族の父系出自集団はその凝集性を再確認している。一方、イスラム教徒であるアラス族の間には統一的な宗教組織は存在していない。もちろん、各村落にはモスクがあるのが普通であり、アラス族の慣習法にもイスラム教の影響が強く観察できるが、イスラム教への関心は必ずしも高いものではなく、モスクで定期的に礼拝を行なう一般のアラス人も一部の宗教関係者や村落の役職者を除いて多くはないのが現状である。アラス族のリネージは、儀礼や農耕の際の相互扶助組織で以前はその統一性を再確認していたが、次に述べる不作の影響などによって近年ではこうした機会は失われつつある。

トバ・バタク族などの移民とアラス族との間の経済的な格差も開きつつある。元来、アラス族は水稻耕作のみをその主たる生業としていたが、最近では農政の失敗や生態系の変化などの理由により不作が慢性化している [岩淵 1993: 70-73]。他方、トバ・バタク族などの移民はアラス地方の中心部の低地よりはむしろ周辺部の準山岳地から定住していったという地理的な利点も生かして、いち早くコーヒーやククイノキの実 (*kemiri*) などの商品作物の栽培を開始した。民族集団別の統計は存在してはいないが、トバ・バタク族の移民の中心地であるラウェ・シガラガラ郡は、コーヒーの生産量では東南アチェ県内で第一位であり、ククイノキの生産量でもコタチャネ市のあるバプサラム郡に次いで第二位を占めている [Bappeda *et al.* 1987: 115-116]。経済的な格差の拡大は、両民族集団間の教育の機会の不均等をもたらしている。すなわち、アラス地方における中等学校と高等学校の約半数はラウェ・シガラガラ郡に分布している [*ibid.*: 37, 40] (表3参照)。こうした両民族集団の経済格差が原因と見られるアラス族の人々によるトバ・バタク族の移民村落の襲撃事件も、今日では頻繁に発生している。

しかしながら、アラス地方に残っていた多くの無人の荒蕪地や森林地帯がトバ・バタク族を

表3 アラス地方における宗教施設と学校 (1985年)

アラス地方の5郡	モスク	教会	初等学校	中等学校	高等学校
バダール郡	20	12	28	3	1
バプサラム郡	24	6	28	3	3
バンベル郡	20	8	28	2	—
ラウェ・アラス郡	14	17	19	3	—
ラウェ・シガラガラ郡	13	55	38	10	4
合計	91	98	141	21	8

出所：Bappeda *et al.* [1987: 34-46]

中心とする移民に占有された結果がもたらした最も重要な問題は、アラス族の伝統的な開墾システムの崩壊である。アラス地方には現在ほとんど無人の荒蕪地や森林が残っていないがために、娘村を建設して人口が過剰となった母村から移住するという伝統的な様式では、アラス族は村落の人口増加に既に対処できなくなっている。さらに、1980年にアラス地方周辺の山岳地の大部分がインドネシア共和国政府によってグヌン・ルセール国立公園 (Taman Nasional Gunung Leuser) に指定された。これによって、その域内における一切の樹木の伐採と開墾が禁止され、アラス族はアラス地方の中心部の極く狭い一角に閉じ込められてしまった。したがって、死後に兄弟間で均分相続が行なわれているアラス族の一人あたりの耕地の面積は、村落の人口の増加に反比例して減少の一途をたどっており、トバ・バタク族を中心とする移民への土地の売却がその減少にさらに拍車をかけているのである。

参 考 文 献

- Bappeda; and Kantor Statistik Kabupaten Aceh Tenggara. 1987. *Aceh Tenggara dalam Angka 1983/1985*. Kutacane: Bappeda dan Kantor Statistik Kabupaten Aceh Tenggara.
- Beets, K. Th. 1933. *Memorie van overgave van den Assistent-Resident der Gajo- en Alaslanden*, Taken-gon, 16 Mei, 1933. Algemeen Rijksarchief, The Hague. 87 p. Typescript.
- Berge, L. A. van den. 1934. *Memorie van overgave van de onderafdeling Alaslanden*, Koetatjané, 22 November, 1934. Algemmen Rijksarchief, The Hague. 15 p. Typescript.
- Cunningham, C. E. 1958. *The Postwar Migration of the Toba-Bataks to East Sumatra*. Cultural Report Series 5. New Haven: Yale University Southeast Asia Studies.
- Daalen, G. C. E. van. 1907. *Nota over het Alas-land*. *Tijdschrift van het Koninklijk Nederlandsch Aardrijkskundig Genootschap*. 2nd. ser., 24: 204-212.
- Damsté, H. T. 1920. *Het volk van Atjèh*. In *De volken van Nederlandsch Indië*, vol. 1., edited by J. C. van Eerde, pp. 39-79. Amsterdam: Elsevier.
- Departement van Economische Zaken. 1935. *Volkstelling 1930*, vol. 4: *Inheemsche bevolking van Sumatra*. Batavia: Landsdrukkerij.
- Djajadiningrat, R. A. H. 1934. *Atjèhsch-Nederlandsch woordenboek*, vol. 1. Batavia: Landsdrukkerij.
- Encyclopaedie van Nederlandsch-Indië. 1917. *Alaslanden*. In *Encyclopaedie van Nederlandsch-Indië*, 2nd ed., vol. 8., edited by J. Paulus, pp. 27-28. The Hague: Martinus Nijhoff.
- Encyclopaedisch Bureau. 1916. *De buitenbezittingen: Atjeh en Onderhoorigheden*. Mededeelingen van het bureau voor de bestuurszaken der buitenbezittingen bewerkt door het Encyclopaedisch Bureau 2, part 2. Semarang: G. C. T. van Dorp & Co.
- Engelbrecht, W. A.; and Egnelbrecht, E. M. L., eds. 1940. *De Nederlandsch-Indische wetboeken*. Leiden: A. W. Sijthoff's Uitgeversmij N. V.
- Haar, B. ter. 1939. *Beginnelen en stelsel van het adatrecht*. Groningen: J. B. Wolters.
- Hooker, M. B. 1984. *Islamic Law in South-East Asia*. East Asian Social Science Monographs. Singapore: Oxford University Press.
- Ismani. 1975. *Migrasi Spontan Orang Batak Toba ke Daerah Kabupaten Aceh Tenggara*. Ringkasan Hasil Penelitian. Banda Aceh: Pusat Latihan Penelitian Ilmu-ilmu Sosial, Aceh Darussalam.
- 岩淵聡文. 1992. 「アラス戦争 (1904. 6. 10-7. 1) について」『日蘭学会会誌』33号: 1-20.
- . 1993. 「アラス峡谷の人びと」『季刊民族学』63号: 63-73.
- Jongejans, J. 1939. *Land en volk van Atjeh, vroeger en nu*. The Hague: Hollandia Drukkerij N. V. Baarn.
- Joustra, M. 1926. *Batakspiegel*. rev. 2nd ed. Uitgaven van het Bataksch Instituut 21. Leiden: S. C. van Doesburgh.
- Kantor Statistik Kabupaten Aceh Tenggara. 1986a. *Kecamatan Badar dalam Angka 1985*. Kutacane: Kan-

- tor Statistik Kabupaten Aceh Tenggara.
- . 1986b. *Kecamatan Babussalam dalam Angka 1985*. Kutacane: Kantor Statistik Kabupaten Aceh Tenggara.
- . 1986c. *Kecamatan Babel dalam Angka 1985*. Kutacane: Kantor Statistik Kabupaten Aceh Tenggara.
- . 1986d. *Kecamatan Lawe Sigala-gala dalam Angka 1985*. Kutacane: Kantor Statistik Kabupaten Aceh Tenggara.
- . 1987. *Kecamatan Lawe Alas dalam Angka 1985*. Kutacane: Kantor Statistik Kabupaten Aceh Tenggara.
- Kempees, J. C. J. 1905. *De tocht van Overste van Daalen door de Gajo-, Alas- en Bataklanden*. Amsterdam: J. C. Dalmeijer.
- Kreemer, J. 1923. *Atjèh*, vol. 2. Leiden: E. J. Brill.
- . 1931. *Atjèsch handwoordenboek*. Leiden: E. J. Brill.
- Leach, E. R. 1961. *Rethinking Anthropology*. London School of Economics Monographs on Social Anthropology 22. London: Athlone Press.
- Melalatoa, Y.; and Abu, R., eds. 1982. *Sistem Kesatuan Hidup Setempat Propinsi Daerah Istimewa Aceh*. Proyek Inventarisasi dan Dokumentasi Kebudayaan Daerah 1980/1981. Jakarta: Departemen Pendidikan dan Kebudayaan.
- 西村朝日太郎. 1970. 「漁業権の原初形態：インドネシアを中心として」『比較法学』14巻：1-88.
- . 1985. 「権威と平等：文化人類学的考察」『知識』2月号：172-182.
- Pelzer, K. J. 1978. *Planter and Peasant: Colonial Policy and the Agrarian Struggle in East Sumatra 1863-1947*. Verhandelingen van het Koninklijk Instituut voor Taal-, Land- en Volkenkunde 84. The Hague: Martinus Nijhoff.
- . 1982. *Planter against Peasants: The Agrarian Struggle in East Sumatra 1947-1958*. Verhandelingen van het Koninklijk Instituut voor Taal-, Land- en Volkenkunde 97. The Hague: Martinus Nijhoff.
- Schröder, E. E. W. G. 1920. Bataksch Grondenrecht. *Adatrechtbundels* 20: 47-87.
- Sherman, D. G. 1990. *Rice, Rupees, and Ritual: Economy and Society among the Samosir Batak of Sumatra*. Stanford: Stanford University Press.
- Stoler, A. L. 1985. *Capitalism and Confrontation in Sumatra's Plantation Belt, 1870-1979*. New Haven: Yale University Press.
- Syamsudin, T. 1971. Kebudayaan Aceh. In *Manusia dan Kebudayaan di Indonesia*, edited by Koentjaraningrat, pp. 222-240. Jakarta: Penerbit Djambatan.
- Vergouwen, J. C. 1933. *Het rechtsleven der Toba-Bataks*. The Hague: Martinus Nijhoff.
- . 1964. *The Social Organisation and Customary Law of the Toba-Batak of Northern Sumatra*. Koninklijk Instituut voor Taal-, Land- en Volkenkunde, Translation Series 7, translated by J. Scott-Kemball. The Hague: Martinus Nijhoff.
- Vollenhoven, C. van. 1909. *Miskenningen van het adatrecht*. Leiden: E. J. Brill.
- Volz, Wilhelm. 1909. *Nord-Sumatra*, vol. 1: *Die Batakländer*. Berlin: Dietrich Reimer.
- . 1912. *Nord-Sumatra*, vol. 2: *Die Gajoländer*. Berlin: Dietrich Reimer.
- Voorhoeve, P. 1955. *Critical Survey of Studies on the Languages of Sumatra*. Koninklijk Instituut voor Taal-, Land- en Volkenkunde, Bibliographical Series 1. The Hague: Martinus Nijhoff.
- Warneck, Joh. 1977. *Toba-Batak-Deutsches Wörterbuch*. The Hague: Martinus Nijhoff (1st ed., Batavia: Landsdrukkerij, 1906).
- Ypes, W. K. H. 1932. *Bijdrage tot de kennis van de stamverwantschap, de inheemsche rechtsgemeenschappen en het grondenrecht der Toba- en Dairibataks*. The Hague: Martinus Nijhoff.